

防衛省訓令第106号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく返還の見通しの通知及び返還実施計画の策定に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく返還実施計画の策定等に関する訓令

改正 平成24年3月31日省訓第14号

改正 令和2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 返還実施計画の策定等の手続（第3条－第7条）

第3章 調査及び測量の実施に関するあっせんの手続（第8条）

第4章 返還の見通しの通知の手続（第9条）

第 5 章 雑則（第 10 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 8 条に基づく返還実施計画の策定、法第 9 条に基づく駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん及び法第 19 条に基づく駐留軍用地の返還についての見通しの通知の手續等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 駐留軍用地 法第 2 条第 1 号に規定する駐留軍用地をいう。

（2） 合同委員会 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施

設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会をいう。

- (3) 返還実施計画 法第8条第1項に規定する返還実施計画をいう。

第2章 返還実施計画の策定等の手続

(沖縄防衛局長への通知)

第3条 地方協力局長は、次の各号に掲げる場合において、その内容を沖縄防衛局長に通知するものとする。

- (1) 合同委員会において駐留軍用地の返還が合意されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、駐留軍用地の返還について公表することをアメリカ合衆国から了承が得られたとき。

(返還実施計画の案の作成)

第4条 沖縄防衛局長は、前条第1号の通知があった場合は、地方協力局長に協議した上、別記第1号様式による駐留軍用地の返還に関する実施計画の案を作成す

るものとする。

(沖縄県知事等への意見照会)

第5条 沖縄防衛局長は、返還実施計画の案を作成したときは、当該計画の案について、沖縄県知事及び関係市町村の長（以下「知事等」という。）に意見を求めるものとする。

(返還実施計画の決定等)

第6条 沖縄防衛局長は、返還実施計画の案について、知事等の意見がないときは、別記第2号様式による駐留軍用地の返還に関する実施計画を決定し、知事等に通知するものとする。

2 沖縄防衛局長は、返還実施計画の案について、知事等の意見があったときは、必要に応じ地方協力局長に協議した上、別記第2号様式による駐留軍用地の返還に関する実施計画を決定し、知事等に通知するものとする。

(返還実施計画の変更)

第7条 前3条の規定は、返還実施計画の変更について

準用する。

第3章 調査及び測量の実施に関するあっせんの 手続

(調査及び測量の実施に関するあっせん)

第8条 沖縄防衛局長は、沖縄県知事又は関係市町村の長（以下この条において「申請者」という。）から法第9条に基づく駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせんの申請があったときは、当該申請に係るあっせんを行うものとする。

2 沖縄防衛局長は、前項の申請を受けるときは、申請者に対し、別記第3号様式による駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん申請書の提出を求めるものとする。

3 沖縄防衛局長は、申請者からの求めがあった場合には、第1項のあっせんの状況について通知するものとする。

4 沖縄防衛局長は、第1項のあっせんの結果について、申請者に通知するものとする。

第4章 返還の見通しの通知の手續

(所有者等への返還の見通しの通知)

第9条 沖縄防衛局長は、第3条第1号又は第2号の通知があった場合は、次の各号に掲げる事項を当該土地の所有者等（法第2条第2号に規定する所有者等をいう。）及び知事等に通知するものとする。

- (1) 返還の見通しが立った駐留軍用地に係る施設及び区域の名称
- (2) 返還の見通しが立った駐留軍用地の所在（図面を添付すること。）
- (3) 返還の見通しが立った駐留軍用地の面積

第5章 雑則

(協議)

第10条 沖縄防衛局長は、特殊異例なものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日省訓第14号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく返還の見通しの通知及び返還実施計画の策定に関する訓令第 2 章及び第 3 章の規定により行われた手続は、この訓令による改正後の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく返還実施計画の策定等に関する訓令第 4 章及び第 2 章の規定により行われたものとみなす。
- 3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律附則第 5 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号。以下「旧法」という。）第 1 0 4 条第 1 項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による廃止前の沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する訓令の規定は、なおその効力を有す

る。

- 4 旧法第104条第1項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による改正前の防衛省における駐留軍の施設の取得等に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙につ

いては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

駐留軍用地の返還に関する実施計画の案

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C No.
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	
返還の予定時期	
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>2 除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間</p>
<p>返還に係る区域において国が行う調査</p> <p>(調査の事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の有無</p>	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>2 調査の方法</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p>

- 注：1 返還に係る区域において国が行う調査については、該当するをチェックすること。
- 2 返還に係る区域において国が行う調査の欄については、記述事項が多く、本書式に記入できないときは、別紙に記入すること。

別記第2号様式（第6条関係）

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C No.
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	
返還の予定時期	
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>2 除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間</p>
<p>返還に係る区域において国が行う調査</p> <p>(調査の事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の有無</p>	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>2 調査の方法</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p>

- 注：1 返還に係る区域において国が行う調査については、該当するをチェックすること。
- 2 返還に係る区域において国が行う調査の欄については、記述事項が多く、本書式に記入できないときは、別紙に記入すること。

別記第3号様式（第8条関係）

駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん
申請書

年 月 日

沖縄防衛局長 殿

申 請 者 名

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第9条の規定に基づき、下記のとおり駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせんを申請します。

記

- 1 施設・区域名
- 2 立入りの日付
- 3 立入りの目的
- 4 立ち入る者
- 5 申請者側の連絡調整者の氏名及び連絡先